

議第34号

三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

の一部を改正する条例案

三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実

施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士